

令和元年度（2019年度） 海外拠点設置等戦略サポート事業 募 集 要 項

募集期間 2019年8月5日 ～ 2019年9月6日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

【お問い合わせ先】

事業戦略部 国際事業課

海外拠点設置等戦略サポート事業担当

（所在地）東京都千代田区神田和泉町 1-13

住友商事神田和泉町ビル 9階

（TEL） 03-5822-7241 （FAX） 03-5822-7240

1 事業目的

本事業は、海外拠点設置や海外拠点設置に向けた現地企業とのアライアンス等による海外ビジネス強化・拡大を考える都内中小企業が、十分な情報収集と見極めに基づいて事業実施できるよう、精緻な海外戦略の策定と現地検証の実施、海外拠点設置等の実行をトータルで支援することにより、都内中小企業の海外展開を促進することを目的としています。

2 事業内容

(1) 支援対象者

ASEAN における海外拠点設置等による海外ビジネスの強化・拡大を目指す都内中小企業者

(2) 支援企業数 10 社程度

(3) 支援内容

海外拠点戦略ナビゲータが、ハンズオン支援等を通じて、各社の海外戦略策定、実現可能性を見極めるための現地検証や、調査結果のレビュー、拠点設置等の実行までを支援します。

※ 海外拠点戦略ナビゲータとは

海外拠点設置等のための戦略策定（市場調査、F/S）、現地拠点運営等に精通しているもの

① 海外戦略策定と現地検証のハンズオン支援

ア 海外戦略策定

海外展開方法の検討、仮説構築、需要予測、予備調査等

イ 現地調査

現地調査計画の作成、現地出張による調査

ウ 調査結果レビュー

現地調査結果の戦略反映

② 海外拠点設置等実行支援

現地出張同行、専門家によるサポート

(4) 費用負担

① 公社負担

通訳費、移動車手配費、企業紹介資料の作成に係る翻訳費等

② 採択事業者負担

現地出張に伴う採択事業者の渡航費、宿泊費、滞在費等

(5) 支援期間

① 1 年目：海外戦略策定と現地検証のハンズオン支援

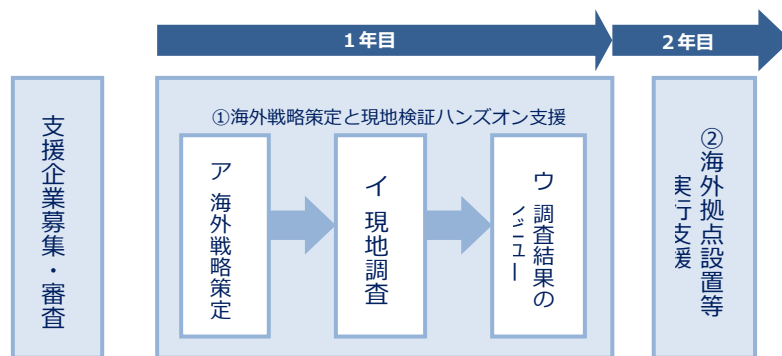
支援決定日～2020 年 3 月 31 日（約 6 カ月）

② 2 年目：海外拠点設置等実行支援

2020 年 4 月 1 日～最長 2021 年 3 月 31 日（約 1 年）

※ 支援決定日は、2019 年 9 月 30 日を予定しています。

<支援の流れ>



3 申請要件

申請にあたっては、以下（１）～（６）の要件をすべて満たす必要があります。

- （１） 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業（以下の表に該当する者）で、大企業が実質的に経営に参画していないこと。（いわゆる「みなし大企業」は除く）

業種	資本金および常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は50人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※ 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合を除く。

- ※ 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

- （２） ASEAN 地域での海外拠点設置または海外拠点設置を目的とした現地企業とのアライアンスを計画していること。
- （３） 支援終了後3年にわたりアンケートやヒアリングに協力していただけること。
- （４） 関係法令等を遵守していること。
- （５） 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- （６） 東京都に対する事業税・賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

4 対象事業

(1) 海外拠点設置

(生産拠点、販売拠点、開発拠点、物流拠点、駐在員事務所等)

※ 合併、独資いずれも可

※ 既に海外（ASEAN 地域含む）に拠点がある場合の ASEAN 地域への移転や拠点の新設も可

(2) 海外拠点設置を目的とした現地企業とのアライアンス

(技術契約、生産委託契約、物流契約、販売代理店契約等)

＜対象となる例＞ ※例示以外の事業も対象となります。

- ・ これまで現地企業への委託により生産を行ってきたが、今後の市場拡大を見込み、現地生産拠点を開設する。現地調達や現地生産による価格低減を目的とした生産体制を確立する。
- ・ 国内市場の縮小に伴い、〇〇〇〇〇地域での販売を積極的に強化するため、現地パートナーとの協業により、販売拠点を開設する。
- ・ 〇〇〇〇〇地域の複数の生産委託先や販売代理店を現地で統括するため、駐在員事務所を開設する。
- ・ 〇〇〇〇〇地域の現地顧客へのアフターメンテナンスを向上し、営業面での差別化を図るため、メンテナンス拠点を開設する。

5 留意事項

(1) 事業全般に係る留意事項

- ① 対象地域は、ASEAN（特にタイ・インドネシア・ベトナム）とします。
- ② 申請は、一企業一申請とします。
- ③ 海外拠点設置を目的としない製造委託契約、技術契約、売買契約等の締結や海外販売先、代理店、商社等の発掘のみの事業は対象とはなりません。公社国際事業課で実施する「海外販路開拓支援事業」や「海外企業連携プロジェクト」等をご活用ください。
- ④ やむを得ない場合を除き、海外戦略策定のみで終了することはできません。原則現地調査を実施することが必要です。
- ⑤ 2年目の実行支援において、海外拠点設置等に着手できる計画であることが必要です。

(2) 現地調査に係る留意事項

- ① 現地調査出張は、原則1ヵ国・1回（移動日を含む5日間）とします。
- ② 現地調査は、2020年2月末までに完了してください。
- ③ 現地調査は、原則本事業計画の内容を把握する採択事業者が出張してください。現地代理店等のみの参加は不可とします。
- ④ 現地調査は、海外戦略ナビゲータが同行します。
- ⑤ 現地調査の実施にあたり、海外現地における治安の急激な悪化など、渡航の安全を著しく損なう事象が発生した場合、また発生する可能性があるとして公社が判断した場合は、海外渡航の延期または中止をさせていただく場合があります。
- ⑥ 上記⑤の場合、現地調査の出張取りやめに伴い発生するキャンセル料のうち、公

社で支払う移動車両費用、通訳費用等は公社が負担いたします。企業で支払う渡航費、宿泊費、輸送費等は各企業負担といたします。

- ⑦ 現地調査の実施にあたり、海外現地における治安の急激な悪化等、やむを得ない理由により採択事業者の独自判断で渡航中止や延期を希望した場合、明確な理由を記した文書を提出してください。
- ⑧ 上記⑦の場合、公社と採択事業者の協議により、公社で支払う移動車両費用、通訳費用等のキャンセル料は採択事業者に請求する場合があります。採択事業者で支払う渡航費、宿泊費、輸送費のキャンセル料は自社の負担とします。

(3) その他留意事項

- ① 本事業における公社からの情報提供やアドバイス等に関して、採択事業者に損害が生じて、公社はその責任を負いません。すべて採択事業者の責任において、慎重にご判断をお願いいたします。
- ② 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中でであっても支援を終了する場合があります。
- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に定める中小企業でなくなった場合
 - ・ 都内に主たる事業所を有する（本社若しくは支店登記がされている）中小企業でなくなった場合
 - ・ 申請内容に虚偽があった場合
 - ・ 違法行為など反社会的行為が確認された場合
 - ・ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合
 - ・ 公社の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合
 - ・ その他、理事長が認めた場合

6 申請方法

- (1) 申請書類を公社ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1907/0016.html>

- (2) HP 上から事前登録のうえ、「事前確認書」および「申請書」に必要事項を記載、社印を捺印後、提出書類全てを郵送または持参にてご提出ください。

※ 申請書提出後の内容変更は、原則できませんのでご注意ください。また、申請書類は返却しませんので、あらかじめコピーを取り保管してください。

- (3) 提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。

- (4) 申請書類

No.	申請書類	部数
1	事前確認書	1 部
2	申請書	1 部
3	財務諸表（直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書、販管費明細の写し）	1 部
4	履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内の登記簿謄本の写し）	1 部
5	会社案内パンフレット（なければ HP の写しでも可）	2 部
6	製品カタログ（任意）	2 部

- (5) 募集期間 2019年8月5日(月) ～ 2019年9月6日(金) 必着
※ 持参の場合、9時～17時(土日祝除く)

- (6) 申請書類の提出・送付先及びお問い合わせ先

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9 階
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
事業戦略部 国際事業課 海外拠点設置等戦略サポート事業担当
TEL 03-5822-7241 FAX 03-5822-7240 E-mail ttc@tokyo-kosha.or.jp

7 審査

- (1) 審査方法

申請書類に基づき、一次審査(書類審査)を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査(面接審査)を行い、支援企業を決定します。

なお、必要に応じて事前訪問を実施します。

- (2) 審査の視点

- ・ 財務面の安全性
- ・ 事業目的との適合性
- ・ 競争優位性
- ・ 海外事業計画の妥当性
- ・ 海外展開の実現可能性

- (3) 結果の通知

- ・ 審査結果は、公社から書面により通知します。
- ・ 審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 支援企業として決定された場合、企業名、所在地、事業内容、成果等について公表させていただきます。

- (4) 審査に係る留意事項

- ・ 必要に応じて公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ・ 二次審査(面接審査)は、申請内容を説明できる自社の方が対応してください。代理店、経営コンサルタント等自社以外の方は同席できませんのでご注意ください。
- ・ 二次審査(面接審査)の指定日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなします。

8 スケジュール

申請登録（HP）	2019年8月5日～2019年9月6日
申請書類提出（郵送または持参）	2019年8月5日～2019年9月6日
事前訪問	必要に応じて実施
一次書類（書類）	2019年9月上旬～中旬
二次審査（面接）	2019年9月27日（予定）
支援企業決定	2019年9月30日（予定）
ハンズオン支援開始（1年目）	支援決定日～最長2020年3月31日
実行支援開始（2年目）	2020年4月1日～最長2021年3月31日
アンケート等	2021年4月～2024年3月末

＝申込情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- （１） 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
 - （２） 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ※ 上記（２）を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

（１） 目的

- ア 当公社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

- （２） 項目：氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- （３） 手段：電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記（１）目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せてご参照ください。